

**就学
援助費**

平成25年度富士見市就学援助費支給申請を受け付けます

問合せ／学校教育課 ☎626

市では、経済的な理由でお子さんの小中学校への就学が困難な保護者の方に、学用品費・給食費・校外活動費などの費用の一部を援助しています。

対象／市内に住民登録があり、小中学校に在籍しているお子さんの保護者で次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている方（修学旅行費と特定の疾病の医療費のみ支給対象）
- 経済的な理由でお子さんの就学が困難な方（家族構成・年齢・住まいの状況などによって、世帯ごとに認定基準額が異なります）

申請方法／学校および教育委員会にある「就学援助費支給申請書」（お子さん1人につき1枚）に必要事項を記入し、4月8日（月）～26日（金）までに学校または学校教育課へ提出してください。

※年度途中の申請も随時受け付けますが、平成26年1月24日が最終受付日です。

就学援助を受けることになった場合、援助費の支給は申請を受け付けした月からです。



- 申請に必要な書類（証明書）**
- ①就学援助費支給申請書（平成25年度用）
 - ②賃貸契約書の写し（借家などにお住まいの方）
 - ③所得証明書など（住民票の世帯で前年に収入があった家族の全員分）
 - 平成24年分の源泉徴収票（写し可）
 - 平成24年分の所得税確定申告書（控）の写し（受付印のあるもの）
 - 平成25年度住民税申告書（控）の写し（受付印のあるもの）
 - 平成25年度住民税課税証明書または非課税証明書（後日添付可）（住民税の課税・非課税証明書は、6月10日以降事務課で交付）
- ※就学援助の申請で使用する旨を申し出てください。
- 注意**
- 生活保護を受けている方も申請してください。
 - 前年度に認定された方も申請が必要です。
- 審査結果の通知**
- 4月26日（金）までに申請した方の審査結果通知は、6月中旬に学校を通じて申請者全員（保護者あて）に通知します。

**副市長
教育委員**

副市長・教育委員が再任

問合せ／秘書広報課 ☎209

2月15日に開催された市議会定例会で、副市長の奥村敬一氏（63歳）および教育委員会委員（現在教育長）の森元州氏（59歳）が、それぞれ全会一致で再任されました。

任期／4月1日～平成29年3月31日（4年間）



森元 州氏



奥村敬一氏

**国民
年金**

**20歳以上の学生の皆さんへ
国民年金保険料の学生納付特例制度のお知らせ**

問合せ／保険年金課 ☎319

20歳になると、学生も国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられます。保険料を納めることが困難なときは「学生納付特例制度」をご利用ください。

申請して承認された期間は、年金額には反映されませんが、年金を受給するための資格期間に算入できます。また、猶予された保険料は、10年以内であれば追納する（保険料を後から納める）ことができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納める場合には、加算額が上乘せされます。

対象／大学、短大、高等学校、専修学校および各種学校など

に在学する20歳以上の学生（所得制限があります）
必要書類／学生証（コピー可、ただし両面）または在学証明書、年金手帳、認印（本人が署名する場合は不要）

申請場所／保険年金課年金係
※申請は毎年必要です。前年度に学生納付特例が承認されていて、今年度も引き続き同じ学校に在学している方は、日本年金機構から送付される申請書（はがき形式）に必要事項を記入し、返送すれば申請が済みます。ただし、在学する学校などが変わった方は、申請書が届かなかつた方は市役所での申請が必要です。



農業委員会

農業委員会委員一般選挙の投票所などのお知らせ

問合せ／選挙管理委員会 ☎②21

4月21日(日)告示、4月28日(日)投票で行われる農業委員会委員一般選挙の投票所などは下記のとおりです。
※立候補や投票には、農業を営み、農業委員会委員の選挙人名簿に登録されているなど、一定の要件が必要です。

期日前投票

とき／4月22日(月)～27日(土)

午前8時30分～午後8時

場所／市役所2階会議室

選挙期日(投票日)／4月28日(日)



投票区	投票所	区域
第1投票区	鶴瀬コミュニティセンター内	大字鶴馬、大字勝瀬、ふじみ野東1・2・3・4丁目、ふじみ野西1・2・3・4丁目、山室1・2丁目、諏訪1・2丁目、渡戸1・2・3丁目、羽沢1・2・3丁目、鶴瀬東1・2丁目、上沢1・2・3丁目、鶴馬1・2・3丁目、関沢1・2・3丁目、鶴瀬西2・3丁目
第2投票区	水谷公民館内	大字水子、大字針ヶ谷、針ヶ谷1・2丁目、水谷東1・2・3丁目、東みずほ台1・2・3・4丁目、西みずほ台1・2・3丁目、水谷1・2丁目、貝塚1・2丁目、榎町
第3投票区	南畑公民館内	大字東大久保、大字上南畑、大字下南畑、大字南畑新田、みどり野東・西・南・北

市役所

市役所の土曜開庁と業務時間延長

問合せ／市役所 ☎049-251-2711

土曜開庁／

4月6日(土)午前8時30分～午後5時15分

※通常の土曜開庁に開庁課を追加し、時間を延長して実施します。

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課
子育て支援課・保育課・障がい福祉課・高齢者福祉課
水道課・学校教育課

業務時間延長／

毎週木曜(祝日を除く)午後7時まで

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課
子育て支援課・保育課

開庁場所／市役所本庁舎1階

※開庁課のおもな取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、問い合わせは各担当課へお願いします。

難病の方への支援

難病などの方々が障害福祉サービスなどの対象となります

問合せ／障がい福祉課 ☎③335

4月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病などの方々が加わり、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの利用ができるようになります。

手続き／対象疾患に該当していることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証など)を持参し、申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定などの手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようにになります。

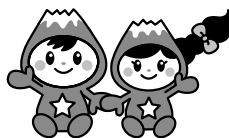
対象疾患や詳しい手続き方法は、お問い合わせください。

市役所

新たに契約検査課を設置

問合せ／政策企画課 ☎④234

公共施設の老朽化への対応や契約・検査業務の充実のため、4月1日から管財課を分割し、契約検査課を設置しました。



管財課…市有施設の営繕、財産管理、庁用車両の管理業務など

契約検査課…入札、契約、工事検査業務など

※場所は、市庁舎分館3階の管財課と同じです。

西出張所

西出張所の業務時間延長

問合せ／西出張所 ☎049-252-2331

西出張所(鶴瀬駅西口サンライトマンション1階)では、毎月最終木曜(祝日を除く)に窓口業務時間を延長しています。

実施日時／4月25日(木)午後8時まで

※おもな取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、お問い合わせください。